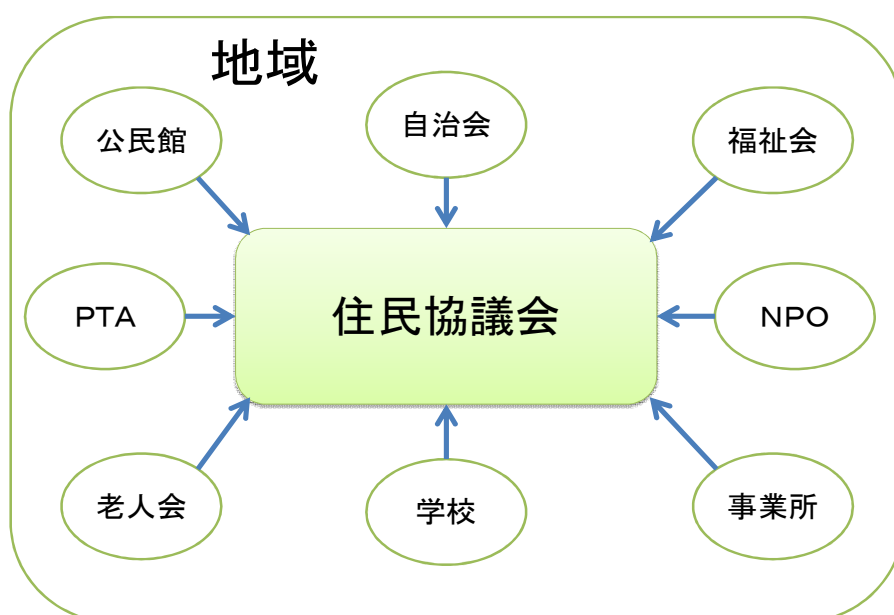


地域福祉推進の推進体制

第1節 各地域で地域福祉活動を進める主体

- 地域福祉は主としてそれぞれの地域の実情に応じた取り組みを地域の推進主体が中核となって進めていくものですから、各地域で地域福祉活動を進める主体を明確にすることが極めて重要になります。
- 第1期計画では、基礎圏域における地域福祉は、ともにおおむね小学校区単位で設立されている「地区福祉会」と「住民協議会」が協働して推進していくことを想定していました。
- 第1期計画策定時からの松阪市の地域福祉計画をめぐる大きな変化は、平成24年度に全43地区で包括的な住民自治組織である住民協議会が設立されたことです。そこで、改めて地域福祉活動を進める主体をどのように考えるかが重要になります。
- おおむね小学校区を範囲として設立された住民協議会は、その地域内に存在する各種団体のネットワーク化を図ることで、これまで一団体が取り組んできた事柄に対しても、地域住民の連帯感を持って「地域の和」を広げていくことができます（総合調整機能）。地域の住民及び自治会をはじめとした各種団体が参画、協力するかたちが住民協議会です。
- そこで、地域福祉計画実践プランにおいては、原則としてはこのような総合調整機能を持った住民協議会が、多くの住民を巻き込んで地域福祉推進の中核となっていくことを想定しています。



第2節 各地域の地域福祉活動を支援する体制

基本的な考え方

- 地域福祉活動の主体は住民ですが、市や社会福祉協議会をはじめとした専門職は、住民が地域福祉活動を地域の実情に応じて活発に取り組んでいくための環境整備を含めた支援を行い、共に汗を流すことが必要です。
- こうした支援体制について、第1期計画では明示されておらず、市、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの地域福祉を推進していく体制が構築されていませんでした。そこで、実践プランでは、**住民の福祉活動を専門職がどのように支えていくか協議し、その支援体制を明確にします。**
- 具体的な支援体制としては、図2のような体制をとることとし、市、社会福祉協議会、地域包括支援センターなど関係機関も連携し、住民とともに汗を流せるような体制を構築します。
- 実践プランの担当課は福祉課で、支援体制の全体を所管するとともに会議の開催や実践事例集などの収集やデータ管理を行います。

（仮称）地域連携活動サポートチームの必要性

- 市において、住民協議会に関する担当部署はコミュニティ推進課です。コミュニティ推進課では地区担当者を配置し、曜日毎に担当地区への訪問を行っています。
- さらに、社会福祉協議会の地域担当者や地域包括支援センターにおいても同様の関わりを持っています。
- また、健康推進課は地区担当者を配置して、地区の健康づくりの活動を支援しています。
- これまでは、市で地域に関わりを持つ地区担当者を配置している部署及び地域福祉を推進する部署が、それぞれ地域と関わり、各地域が抱える共通の課題の解決にあたってきましたが、各部局が情報を共有していないため、様々な重複の原因となっていました。
- そこで、関係部局がこれらの課題を共有し、地域福祉の推進に向け連携していくために「（仮称）地域連携活動サポートチーム」を組織します。

（仮称）地域連携活動サポートチームの役割

- 各部署の地区担当者は、日常又は事業・活動等の関わりにおいて、住民協議会が抱える地域に共通する課題（以下、「地域課題」という。）が出されたり、拾い上げた場合、サポートチームの職員にその課題を伝達し、共有を図ると共に解決できる手法を検討します。
- また、次章で挙げる重点推進活動は、サポートチームが支援していきます。但し、重点項目の推進にあたり関係部局が関わる必要がある場合は、サポートチームとともに支援を行っていきます。

- サポートチームは、前述したとおりコミュニティ推進課地域づくり応援係職員、地区市民センター所長、地域振興課まちづくり担当者、社会福祉協議会地域担当者、健康推進課地区担当者、地域包括支援センター職員で構成します。それぞれの役割は以下のとおりです。

①コミュニティ推進課 地域づくり応援係職員

住民協議会の主たる担当者として住民協議会の活動及び運営と地域計画の策定及び実践等に関する助言や指導、関係部局への繋ぎ役などを担います。

②地区市民センター所長

住民協議会に最も近い所にいることから、住民協議会の相談相手としての助言等を行い、地域計画策定時の推進役となり、また、地域課題の把握をし、担当職員とのパイプ役を担います。

③地域振興課 まちづくり担当者

地区市民センター所長と同様に住民協議会に近い所にいますので、住民協議会の相談相手としての助言等を行い、地域計画策定時の推進役となり、また、地域課題の把握をし、担当職員とのパイプ役を担います。

④社会福祉協議会 地域担当者

特に地域福祉に関し、地域の課題や資源の把握をし、住民の活動を支援し、それを記録化していきます。

⑤健康推進課 地区担当者

特に健康増進に関わる事業を通じて地域と関わり、アドバイスなどを行います。

⑥地域包括支援センター職員

特に高齢者に関わる各種の相談業務や介護予防事業などを通じて地域と関わります。

- また、サポートチームでは各住民協議会の地域計画の策定を支援します。平成 21 年 3 月に市内 43 地区で社会福祉協議会が支援して策定した「小地域福祉活動計画」をベースとし、地域の中・長期的な「将来像」を見据えた地域づくりを応援していきます。

連絡調整グループの役割

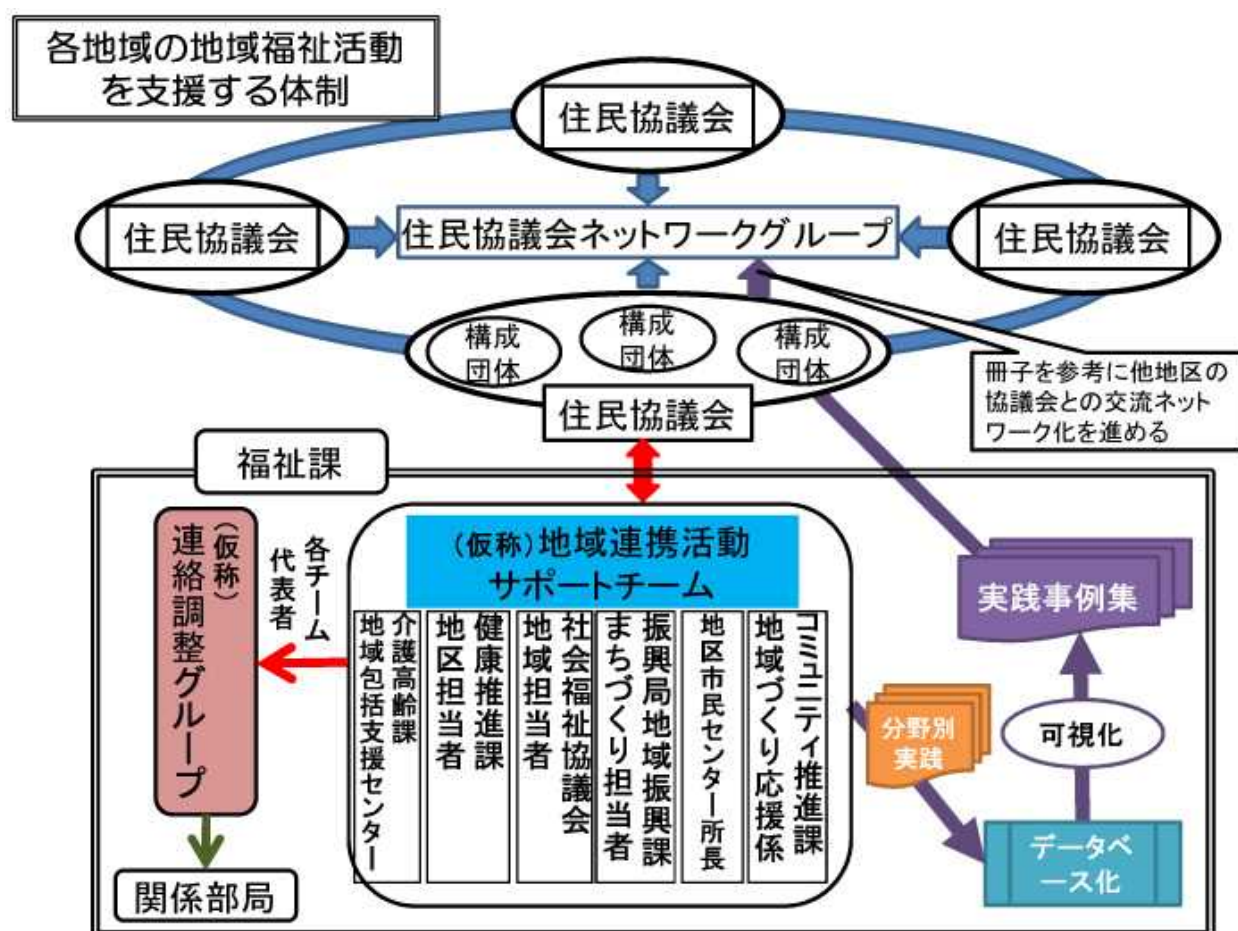
- サポートチームが把握した地域課題について、サポートチーム内で解決するのが困難である場合は、地域課題の内容が単一の住民協議会の案件なのか、複数に渡る案件なのか、あるいは市全体の案件なのか検証する必要があります。その検証を行う場が「(仮称) 連絡調整グループ (以下、調整グループという。)」です。
- 調整グループは、課題の範囲によって、関わるメンバーを調整することができます。また、サポートチームは、主として福祉分野が専門となり、それ以外の分野については担当する関係部局に繋ぐとともに、部局をまたぐもの或いはより高度かつ専門性の高いものについては、関係者や専門家等でワーキンググループを作

り、課題解決の手法を検討します。そこにも、サポートチームあるいは調整グループのメンバーが関わることもできるようにします。

住民協議会活動のデータベース化

- 地域（住民協議会）の活動を効果的に発展できるように、地域連携活動サポートチームで住民協議会の様々な活動を収集し、データベース化します。
- 地域では様々な地域福祉活動が実施されています。こうした活動を分野・活動概要・目的・成果・課題など整理し、市民や活動者がそれを参考にできるようにホームページ上にデータベースを作成するとともに「実践事例集」を作成し、可視化します（図中「分野別事例」⇒「データベース化」⇒「実践事例集」）。こうしたデータベースや実践事例集を活用することで、地域での活動や取り組みの参考にしたり、他地区の協議会と成果や課題を共有し、効果的な取り組みや広域的な取り組みとして展開し、活動の幅が広がることが期待されます。

図 2 各地域の地域福祉活動を支援する体制



推進体制

- サポートチームは定例的にチーム会議を行います。それ以外にも、メーリングリストなど様々な方法を活用して情報共有を図り、住民協議会に対して効果的に働きかけていくように努めます。
- 福祉課は、地域連携活動サポートチーム会議及び連絡調整会議を定期的を開催し、各地域振興局管内においては、地域住民課との連携により進めます。